

平成 24 年度第 1 回東大阪市環境審議会 議事要旨

1.開催日時 平成 24 年 5 月 15 日（火）午前 10 時から午前 11 時まで

2.開催場所 東大阪市総合庁舎 18 階 大会議室

3.出席者

（委員）

黒田委員長、初谷委員、石井委員、川口(秀)委員、中里見委員、藤野委員、
山口(康)委員、森委員、福永委員、茨木委員、島村委員、松浦委員、阿蘇委員、
藤戸委員、山口(-)委員、辻井委員

（事務局）

植田環境部長、石田環境部次長、井澤環境企画課長、
環境企画課主査 森本、 環境企画課主任 太田、 環境企画課 岡崎、荒木

4.議題

（１）会長の選出について

（２）基金審査部会員の指名について

（３）豊かな環境創造基金条例改正について（報告）

（４）豊かな環境創造基金活用状況について（報告）

5.会議経過

（１）会長の選出について

会長選出については、本来ならば委員互選であるが、今回初めて委員となる方も
多いため、事務局より、前任期に引き続き、近畿大学の黒田委員を会長とする事
を提案。

質疑・意見

なし。

（２）基金審査部会員の指名について

事務局より部会員案を提示。基金の概要、審査部会の役割、部会員案について説明。

質疑・意見

なし。

(3) 豊かな環境創造基金条例改正について
事務局より報告。

質疑・意見
なし。

(4) 豊かな環境創造基金活用状況について
事務局より報告。

質疑・意見

(松浦委員)

今年度の庁内活用事業である盾津中学校増築に係る太陽光発電設備整備事業について、基金充当予定金額が 300 万円とあるが、これは太陽光発電設備の費用か？

(事務局)

太陽光発電設備整備に要する費用のうち、本基金の充当額が 300 万円ということであり、費用の一部である。

(藤戸委員)

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業については、どのように事業を進めているのか？

(事務局)

市政だよりやウェブサイトで広報し、例年 6 月から、先着順で申請の受け付けを行っている。国の補助を受けて太陽光発電システムを設置した方を対象とし、昨年度は事業全体で予算 2,200 万円、今年度は、予算 2,500 万円で行っている。

(山口一樹委員)

東大阪市は、中小企業のまちであり、環境に関連する事を扱う企業も多くあると思うが、中小企業に向けた、この基金の PR として、説明会等を行う予定はあるか？

(事務局)

中小企業に対する支援として、この基金を使えるように条例改正したところであるが、これについては経済部と連携し、経済部の持っているネットワークを活用して行っていく。

(松浦委員)

住宅用太陽光発電システムの設置補助については、国の補助を受けた方を対象としているが、国の補助を受けられなかった方を対象としたほうが良いのではないか？

(事務局)

システム設置費用の低価格化が進んでいる中、補助内容についても検討をしなく

てはならないと考えているが、昨年以前に引き続いての継続事業という点から、今年度については現状の制度で実施していく。来年度以降については、補助内容や充当金額について、審議会の意見等もいただきながら、検討していきたい。

(初谷委員)

基金審査部会員をしばらく務め、勉強させていただいたことを感謝いたしたい。この基金では、「初動事業の支援」を目的としており、さらに発展させていくためには、この基金だけでは支援できないため、部局間で連携しながら継続的な支援していく必要がある。

また、波及効果やPRという点については、基金審査部会における「市域でどれだけ成果を挙げているかを、目に見える形にした方がよい」との意見を踏まえ、活動マップが作成された。先ほどPRについての質問が出ていたが、事務局でも、このようなものを作成してPRしている。今後、モノづくりの補助金の分野についても、より分かりやすく作成していくと良いと思う。

また、環境分野の助成の場合、他の自治体でも同様であるが、申請する側にNPOが入るため、審査する側にNPOが入りにくいという事情がある。しかし、行政においては、人事異動による人の入れ替わりが激しいため、地域に根ざして環境活動を行っている方々の橋渡しをしながら、継続的に活動展開させていくためには、NPOの果たす役割は大事であると思う。NPOの方に、審査する側の目線を持っていただく工夫をすると良いのではないかと思う。また、同じ目線で審査を続けると、低下してしまう。完全に半数ずつ審査する側を入れ替えているケースもある。審査する側になると、全体がよく理解でき、何が勘所なのかも分かってくるので、将来の課題として、審議会の委員のより多くの方が、この基金審査部会の審査を経験なされると非常に勉強になると思う。

(黒田会長)

基金審査部会員の任期も2年間か？

(事務局)

そうである。

(黒田会長)

今後、1年ごとにするなど、もう少し、フレキシブルにしてはどうか。

(事務局)

初谷委員や会長のご意見も踏まえ、今後検討していきたい。

6. 決定事項

(1) 会長の選出については、会長は黒田委員に全委員一致で決定。会長の職務代理者には、会長より菅原委員が指名された。

(2) 基金審査部会員の指名については、事務局案をもって会長が部会員を指名。よって、菅原委員、久委員、佐野委員、中里見委員、藤野委員に決定。部会長は菅原委員。

7. 配布資料

東大阪市環境基本条例

東大阪市環境審議会規則

東大阪市第2次環境基本計画概要版

豊かな環境創造基金パンフレット及び補助金事業募集ちらし

基金審査部会及び基金幹事会意見対応等について

東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版